各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課 医療機器審査管理室長 (公印省略)

「「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」のガイダンスについて」 の一部改正等について

今般、治験実施における被験者の安全性の確保並びに倫理的及び科学的妥当性の確保のために適切な助言・勧告を行うデータモニタリング委員会について検討がなされ、「データモニタリング委員会に関するガイドライン」(平成25年4月4日付け薬食審査発0404第1号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)が取りまとめられたこと等を受けて、「「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」のガイダンスについて」(平成25年2月8日付け薬食機発0208第1号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知)の一部を下記のとおり改正等いたしますので、貴管内関係業者、医療機関等に対して周知いただきますよう御配慮願います。

なお、本通知は平成25年4月4日から適用します。また、この通知日以降に 行われる医療機器の臨床試験については、この通知の規定を適用しても差し支 えありません。

記

該当箇所	旧	新
第 27 条第 1 項	「効果安全性評価委員会」は、	「効果安全性評価委員会」は、
解説 1	治験の進行、安全性データ及	治験の進行、安全性データ及
	び重要な有効性エンドポイン	び重要な有効性エンドポイン

トを適当な間隔で評価し、治験依頼者に治験の継続、変更又は中止を提言することを目的として、治験依頼者が設置することができる治験依頼者、治験責任医師及び治験調整医師から独立した委員会であり、「独立データモニタリング委員会」とも呼ばれる。

トを適当な間隔で評価し、治験依頼者に治験の継続、変更 又は中止を提言することを目的として、治験依頼者が設置することができる委員会であり、「データモニタリング委員会」とも呼ばれる。有効性の検証を目的とした臨床試験等においては、治験依頼者、治験責任医師及び治験は悪した場合には、とくに「独立データモニタリング委員会」とも呼ばれる。

第51条第6項 第7項解説2

実施医療機関の長は、治験審 **査委員会が治験実施計画書**、 説明文書及びその他の手順に ついて、何らかの修正を条件 に治験の実施を承認する決定 を下し、その旨を通知してき た場合には、これに基づく実 施医療機関の長の指示、決定 を、当該治験審査委員会が修 正を承認したことを証する文 書とともに、治験の依頼をし ようとする者による治験にお いては治験の依頼をしようと する者及び治験責任医師とな るべき者に、自ら治験を実施 しようとする者による治験に おいては自ら治験を実施しよ うとする者に、文書で通知す ること。

実施医療機関の長は、治験審 **査委員会が治験実施計画書**、 説明文書及びその他の手順に ついて、何らかの修正を条件 に治験の実施を承認する決定 を下し、その旨を通知してき た場合には、これに基づく実 施医療機関の長の指示、決定 を、当該治験審査委員会が修 正を条件に承認したことを証 する文書とともに、治験の依 頼をしようとする者による治 験においては治験の依頼をし ようとする者及び治験責任医 師となるべき者に、自ら治験 を実施しようとする者による 治験においては自ら治験を実 施しようとする者に、文書で 通知すること。

第 68 条第 2 項 第 3 項解説 6

自ら治験を実施する者が治験 を実施する場合にあっては、 治験責任医師は、治験機器の 使用に関連すると疑われる 篤な有害事象又は不具合に 生を認めたときは、直ちにず 生を療機関の長のみている他 の実施医療機関の治験責任医 自ら治験を実施する者が治験 を実施する場合にあっては、 治験責任医師は、治験機器の 使用による影響であると疑われる重篤な有害事象又は不具 合の発生を認めたときは、 ちに実施医療機関の長のみな らず、共同で治験を実施して いる他の実施医療機関の治験 師(多施設共同治験の場合) 及び治験機器提供者に対して も通知すること。治験機器提 供者、実施医療機関の長又は 治験審査委員会等から更に必 要な情報の提供を求められた ときは、当該治験責任医師は これに応じること。 責任医師(多施設共同治験の場合)及び治験機器提供者に対しても通知すること。治験機器提供者、実施医療機関の長又は治験審査委員会等から更に必要な情報の提供を求められたときは、当該治験責任医師はこれに応じること。